

福島市と株式会社テレビュー福島及びデジタルハリウッド株式会社との デジタルを活用したひとつづくり・まちづくりに関する協定書

福島市（以下「甲」という。）、株式会社テレビュー福島（以下「乙」という。）及びデジタルハリウッド株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携強化を図ることでデジタルを活用したひとつづくり・まちづくりを推進するため、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密に連携することにより、デジタルを活用したひとつづくり・まちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について互いに連携・協力しながら取り組みを進める。

- （1）デジタル・クリエイティブ人材育成に関すること
- （2）女性や高齢者の活躍及び多様な働き方の推進に関すること
- （3）街なかの賑わい創出に関すること
- （4）起業・創業及び新事業創出に関すること
- （5）その他デジタルを活用したひとつづくり・まちづくりに関すること

2 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、連携・協力して実施することが有効な前項各号の事項について取り組むものとする。

3 甲、乙及び丙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法及び役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙丙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（変更及び解除）

第4条 甲、乙又は丙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙丙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲、乙及び丙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲、乙及び丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲、乙及び丙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び協力の検討並びに実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲、乙及び丙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年5月10日

甲 福島県福島市五老内町3番1号

福島市長

乙 福島県福島市西中央一丁目1番地

株式会社テレビュー福島

代表取締役社長

丙 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティアカデミア 4F

デジタルハリウッド株式会社

代表取締役社長兼CEO